

災害時等の防疫活動に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時等に甲が行う防疫活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（活動要請）

第 2 条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し、防疫活動協力要請書（別記第 1 号様式）により活動を要請する。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭などにより要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、特別の事情がない限り、要請に応じるものとする。

（活動内容）

第 3 条 活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 指定された地域の家屋周辺等の消毒活動
- (2) 甲が指定する指定避難所における消毒活動
- (3) その他甲が特に必要と認める事項

（消毒薬剤等の調達）

第 4 条 乙が第 3 条に規定する活動に使用する薬剤及び機材等は、原則として乙が調達するものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、甲の要請に基づき実施した活動が終了したときは、甲に対し、速やかに防疫活動実施報告書（別記第 2 号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 本協定に基づく活動の実施に係る経費については、原則として、甲が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものと

する。

(費用の支払)

第7条 甲は、乙からの正当な請求書を受領したときは、甲の会計規則等、関係法令に則り、その費用を速やかに支払わなければならない。

(事故等)

第8条 乙は、本協定に基づく活動の実施に際し、やむを得ぬ事由が発生し活動等を中断したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡窓口)

第9条 本協定に関する連絡窓口は、連絡体制表(別記第3号様式)により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれよりも異議の申し出がない限り、本協定は更に1年間有効期間を延長するものとし、以降もこの例に従う。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年2月15日

甲 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田 岡 克 介

乙 札幌市西区発寒9条10丁目1-7

(一社)北海道ペストコントロール協会

会 長 藤 村 忠 明